

春日井市都市緑化植物園ボランティア登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市都市緑化植物園（以下「植物園」という。）におけるボランティア活動の促進及びその適正な管理のため、ボランティア活動を行う者（以下「ボランティア」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 ボランティアが植物園内で行う活動は、植物園が行う次の業務の補助的な業務とし、市長の指示に基づき行うものとする。

- (1) 花壇の整備、維持管理等
- (2) イベント
- (3) 除草
- (4) 清掃
- (5) その他市長が必要と認める業務

(対象者)

第3条 ボランティアに登録できる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 18歳以上の市内在住者であること。
- (2) ボランティア保険に加入する意思があること。
- (3) 植物に関心があり、継続的かつ自発的に植物園内の花壇の手入れ等無償で行うことができること。
- (4) 植物園内での活動を行う体力があり、自己の責任のもとに健康管理ができること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動を植物園内で行う者は、ボランティアとして登録することができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動
- (2) 営利を目的とする活動
- (3) その他市長が適当でないと判断した活動

(登録手続)

第4条 ボランティアに登録しようとする者は、個人・団体ボランティア登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 ボランティアに登録しようとする団体の構成人数は、おおむね5人以上とし、前項の申請書に団体ボランティア登録者名簿（第2号様式）及び市長が別に定める書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、登録の可否を決定し、都市緑化植物園ボランティア登録決定・却下通知書（第3号様式）により同項の申請者に通知するものとする。

（登録期間）

第5条 ボランティアの登録期間は、登録の決定日から当該決定日の属する年度の3月31日までとする。

（登録の抹消）

第6条 市長は、登録されたボランティアが次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項各号に該当しなくなったとき。

(2) 第3条第2項各号に該当すると認められる行為があったとき。

2 市長は、前項の規定によりボランティアの登録を取り消したときは、都市緑化植物園ボランティア登録取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（届出）

第7条 登録されたボランティアは、登録内容に変更があったときは、都市緑化植物園ボランティア登録変更届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

2 登録されたボランティアは、登録を取り消そうとするときは、都市緑化植物園ボランティア登録取消届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。